

貸付心得書

- | | |
|------------------|--|
| 1 件名 | 三浦市立病院来院者駐車場用地貸付け |
| 2 概要 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 貸付の流れ | (1) 地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付けとする。契約は民法(明治29年法律第89号)601条に基づく賃貸借契約とし、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用はない。
(2) 借受者は、仕様書に基づき、三浦市立病院と協議の上、貸付対象物件に自らの資金負担により有料時間貸駐車場等を設計及び整備する。
(3) 借受者は、有料時間貸駐車場等の運営、維持管理及び修繕を行う。
(4) 借受者は、契約期間満了までに貸付対象物件を原状回復し、返還する。 |
| 4 貸付期間 | (1) 令和8年12月1日から令和13年11月30日までとする。
(2) 駐車場運用開始は令和8年12月14日までに開始とし令和8年12月1日から令和8年12月14日までの間に駐車場管理機器に関する工事を行い、当該工事期間は貸付期間に含むものとする。
※ 改修及び撤去工事期間中も来院者駐車場として運営することとする。 |
| 5 事業者決定までのスケジュール | (1) 公告 令和8年4月27日(月)
(2) 申込締切 令和8年5月22日(金)17時まで
(3) 資格確認通知、質問受付 令和8年5月25日(月)
(4) 質問締切 令和8年5月29日(金)正午まで
(5) 質問回答 令和8年6月1日(月)
(6) 入札 令和8年6月8日(月)13時30分 |
| 6 入札方法 | 以下に指定する場所、日時に(様式4)入札書を提出すること。なお、代理人が入札に参加する場合は、(様式5)委任状を提出すること。 |
| 7 入札(開札)場所 | 三浦市岬陽町4-33 三浦市立病院 2階会議室 |
| 8 入札(開札)日時 | 令和8年6月8日(月)13時30分 |
| 9 落札者の選定方法 | 一般競争入札で貸付料が最高価格入札者に決定する。 |
| 10 入札方法 | (1) 入札書は、上記入札日時に入札場所まで持参して提出すること。
(2) 入札書には、見積もった金額の110分の100に相当する金額を月額で記載すること。
(3) 入札執行回数は2回とする。また同額の入札があったときは、くじ引きを行って決定する。 |
| 11 入札参加の資格要件 | (1) 過去5年間に施設に併設した来客者用駐車場で駐車台数120台以上の有料時間貸駐車場の運営について実績を有する者であること。
(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる者でないこと。
(3) 三浦市指名停止等措置要領(平成7年4月1日施行)に基づく指名停止期間中でない者であること。
(4) 三浦市暴力団排除条例(平成23年三浦市条例第2号。以下「市条例」という。)第2条第4項に規定する暴力団員等又は市条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でない者であること。
(5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反してない者であること。
(6) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財政能力を有すること。 |
| 12 入札保証金 | 特に免ずる。 |
| 13 契約保証金 | 特に免ずる。 |
| 14 履行遅延による違約金 | 契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額。 |
| 15 支払方法 | 毎月払い |
| 16 無効入札 | (1) 三浦市病院事業契約規程第20条の規定に該当する入札
(2) 必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
(3) その他入札に関する条件に違反した入札
(4) 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合に事実があったと認められた場合の入札 |

- 17 その他の費用 (1) 有料時間貸駐車場等の設計、整備、運営、維持管理、修繕等に係る費用及び駐車場運営に係る電気代は、賃料とは別に借受者の負担とする。
(2) 電気代の算出方法については、市立病院と協議の上、決定する。
- 18 入札参加申込について 入札に参加する場合、あらかじめ申込が必要である。受付期間中に、次のとおり提出書類を提出すること。
(1) 提出書類
ア (様式1) 誓約書
イ (様式2) 同種業務実績届
ウ 上記の履行の確認ができる契約書及び仕様書の写し(イに記入したうちの1つ)
※ 審査用書類は返却しない。なお、同書類については入札参加資格の審査にのみ使用する。
(2) 提出期日
令和8年5月22日(金)17時
(3) 提出方法
ア 持参する場合
必要事項を記載・押印し、三浦市立病院事務局総務課まで。受付時間は午前9時から午後5時まで。
イ 郵送により提出する場合
「普通簡易書留郵便」により、三浦市立病院事務局総務課あてに送付。(令和8年5月22日(金)必着)
- 19 入札参加資格の決定 「18入札参加申込について」に記載された書類の受付後、内容の確認を行い、入札に参加できる法人には、(様式1)誓約書に記入されているメールアドレスへ連絡する。
- 20 質疑書について (1) 質疑書の提出について
この一般競争入札や契約等に関して不明な点がある場合は、「(様式3)質疑書」を作成し、電子メールに添付して、令和8年5月25日(月)から令和8年5月29日(金)正午までに、三浦市立病院事務局総務課まで送付すること。
メール送信の際の件名は次のとおりとする。
件名：一般競争入札質疑+参加者名称+送信月日
例：一般競争入札質疑 株式会社〇〇 0529
(株式会社〇〇が5月29日に質疑書を送信した場合)
(2) 質疑書への回答について
前記の質疑書で出された質問事項をすべてとりまとめ、参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して、令和8年6月1日(月)までに送信する。
- 21 その他 (1) 契約に当たっては、契約書の作成を要する。この場合契約書の作成に要する費用は落札者の負担とする。
(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(3) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取り止めることがある。
(4) 入札が延期又は中止などになった場合、入札のために要した費用を請求することはできない。
(5) 前各号に定めるもののほか、三浦市立病院契約規程の定めるところによる。
- 22 本件に係る提出
問い合わせ先 〒238-0222
神奈川県三浦市岬陽町4番33号 三浦市立病院事務局総務課
TEL 046-882-2111
FAX 046-881-7527
メールアドレス byouin0101@city.miura.kanagawa.jp